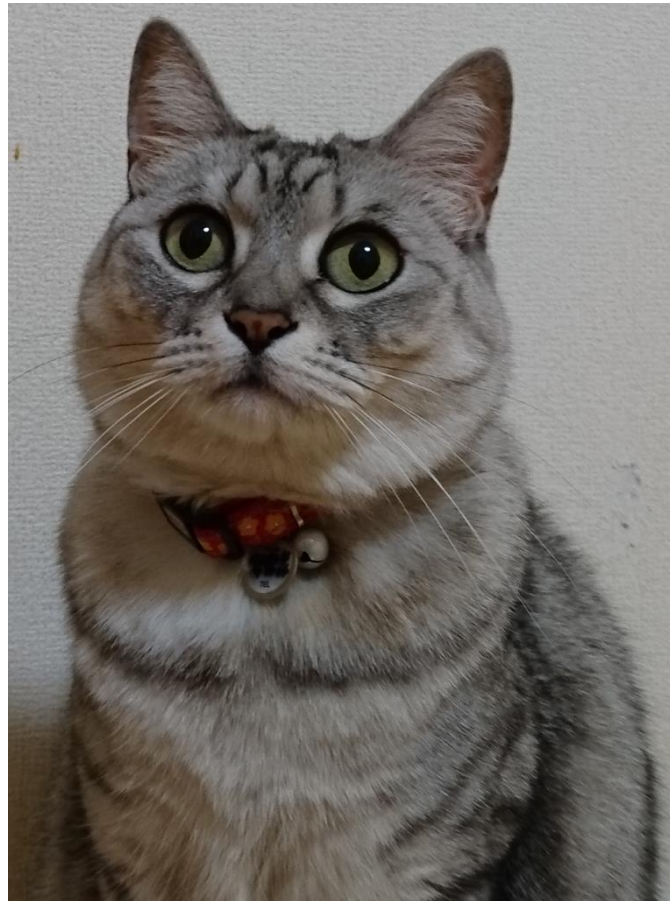


高知市地域猫活動の手引き

～ みんなあ 高知家の家族やき ～



平成30年 4 月

高知市保健所 生活食品課

目次

1 はじめに	1
2 定義	3
①飼い猫	
②地域猫	
③飼い主不明猫	
3 地域猫活動について	3
(1) 地域猫活動とは	
(2) 地域猫活動の効果	
4 地域猫活動のすすめ方	4
(1) それぞれの役割	
1) 地域住民	
①地域猫活動団体	
②町内会・自治会等	
2) 動物愛護ボランティア等	
3) 行政	
(2) 地域猫活動の流れ	4
1) 活動団体・グループの結成	
2) 地域の合意	
3) 地域の実態の把握	
4) 活動のルール作り	
5) エサやり	
6) 排泄場所	
7) 不妊・去勢手術	
8) 地域猫の飼育管理とパトロール	
5 飼い猫の適正飼育について	9
①屋内飼育	
②不妊去勢手術	
③所有者明示	
④終生飼養	

1. はじめに



高知市保健所には、「庭でフン尿をされた」、「畑や花壇を荒らされた」、「倉庫で野良猫が子猫を産んだ」、「車を傷つけられた」、「鳴き声がうるさい」など様々な苦情や相談が寄せられ、それらの件数は年々、増加しています。さらに、猫に関する問題をめぐり、被害を受けている人と猫を保護したい人とで意見が対立し、深刻な住民間トラブルに発展してしまうケースもまれではありません。この猫による問題は全国的にも増加しており、社会問題と言ってよいかもしれません。



● 猫の数があまりに増えすぎてしまった結果と言えます。

日本国中探しても、猫の棲んでいない町はほとんどありません。昔から飼い猫でも自由に外を歩き回っていました。だから、猫の棲む町ならどこにでもある問題でした。猫の数が少なければ、小さなトラブルはあっても、多くの人は

寛容でした。しかし、人はある限度を超えると、それが許せなくなり、一度、限度を超えると些細なことも許せなくなります。

● 「捕まえて処分しろ」という人がいます。

目の前の野良猫を捕まえて処分しても、一時しのぎの「対症療法」にしかなりません。残った野良猫が子猫を産んだり、空いたナワバリに別の野良猫が移り住んで、いずれ元の状態に戻ってしまいます。そして、これを延々と繰り返すこととなります。

犬は狂犬病予防法という法律で、狂犬病が人に感染することを防ぐために、放浪している犬がいれば捕獲しなければならない決まりになっていますが、猫にはそのような法律がありません。また、捕まえても安易に殺処分できない決まりになっているので、捕まえた猫を飼う施設や人手が必要になり、大きな費用がかかります。そして、その費用は最終的にはみなさんの税金で賄われることとなります。

何より、人道上の問題です。人の命は大切に、最も最初に考えなければならないことです。しかし、人は様々なものの命をいただきながら生きています。様々なものの命に支えられて生きているのです。人に害を与えるからと言って、何の対策や努力もせず、簡単に他の生きものの命を奪って解決を図ろうとするのは、人間としてのおごりではないでしょうか。

● 「エサやりを禁止しろ」という人もいます。

猫に困っている人がいる一方で、猫が「かわいい」「かわいそう」という無責任な感情だけでエサを与える人がおり、適正な飼い方ができていないために、野良猫が増え、フン尿被害やいたずらなどで、周囲の人に迷惑をかけてしまっています。

しかし、猫にエサを与えないことで排除しようとしても、解決にはつながりません。エサ場を失った猫は、近隣の別の場所でゴミをあさるなどの新たなトラブルを発生させます。また、「エサやり禁止」と言われて従う人はほとんどいません。何故なら、法律で禁止されていないから。隠れてエサをやりはじめます。エサやりを法令で規制することは、憲法で保障された「行動の自由」を制限することに繋がりがやすく、慎重に行なわなければなりません。



野良猫の寿命は飼い猫に比べて非常に短く、4～5年とされています。野良猫は病気になったり交通事故に遭う危険が非常に高く、何より、エサに困るので誰もが「不幸」と感じています。つまり、猫に困っている人も、猫をかわいそうと思っている人も、「不幸な野良猫はいない方がよい」と、同じ考えなのです。



● そこで提案です。

この野良猫の問題は加害者・被害者という対立関係を持ったままでは解決できません。最終目標の「不幸な野良猫はいない方がよい」は同じなのですから、野良猫を地域という大きな家族の中で、両者が協力して数を減らしていこうとする活動「地域猫活動」という考え方です。



2. 定義

この「手引き」で使用する言葉を次のように定義します。

- ① 飼い主：特定の猫を所有・占有の意思を持って、継続的に給餌・給水・世話等の管理を行なっている者、若しくは、この特定の者に管理を委託された者。
- ② 飼い猫：飼い主に継続的に給餌、給水、世話等の管理をされている猫。
- ③ 野良猫：飼い主が存在せず、屋外で生活する猫。
- ④ 内猫（うちねこ）：屋内のみで飼われている猫。
- ⑤ 外猫（そとねこ）：飼い猫、野良猫を問わず、屋外で活動することのある猫。
- ⑥ 地域猫：地域に棲みついた野良猫のうち、地域の理解と合意のもと、不妊去勢手術の実施や給餌・排泄場所の清掃管理等、適正に管理されている猫。




3. 地域猫活動について

(1) 地域猫活動とは

野良猫に関する問題の解決策として、野良猫を地域から排除するのではなく、野良猫を原因とする「地域の生活環境問題」としてとらえ、地域住民が主体となり、地域ぐるみでこれらの猫に不妊去勢手術を施し、給餌、給水、排泄物の処理及び周辺の清掃等の管理を継続的に行い、徐々に、野良猫の数を減らしながら、野良猫による被害及び住民間のトラブルを減らすことを目的とした活動が「地域猫活動」です。

(2) 地域猫活動の効果

- ①給餌や排泄場所を決めて清掃管理することにより、ゴミ漁りやフン尿等による生活環境の悪化を改善することができます。
- ②不妊・去勢手術の実施により、不幸な子猫が生まれなくなります。
- ③尿マーキングやスプレー行為による独特の臭いが軽減されます。
- ④発情期の鳴き声等の問題やけんかの軽減が期待できます。
- ⑤地域のコミュニケーションが活性化します。



4. 地域猫活動のすすめ方



(1) それぞれの役割

1) 地域住民

地域猫活動はあくまで「**地域住民**」が主体となって行う活動です。猫擁護、動物擁護、猫好きの人だけが行なう活動ではありません。被害者、加害者の対立関係ではなく、実際に協力できなくても認知したり活動を見守るなど、地域ぐるみで取り組む意識が必要です。そこに行政や動物愛護団体がそれぞれの役割において支援し、互いに連携していく必要があります。

① 地域猫活動団体

地域猫活動の主体となります。地域住民が中心となって結成し、必要であれば地域猫活動のノウハウを持つボランティアや動物愛護団体の協力を得て、活動を行います。できるだけ多くの地域住民に関わってもらうようにし、役割分担を決めて活動してください。（例；エサ係、フンやゴミの管理係、不妊・去勢手術時の猫の捕獲、運搬係など）

② 町内会・自治会等

地域猫活動団体が行う、募金活動やバザーへの協力、エサ場やトイレ設置場所の提供など、地域猫活動への理解と支援や、地域住民に対する地域猫活動の周知啓発を行います。

2) 動物愛護ボランティア等

猫に関する飼育や習性などの知識、地域猫活動のノウハウを有し、地域猫活動団体への助言、協力、支援を行います。

3) 行政

地域猫活動を行う団体への活動支援を行います。具体的には地域住民同士の話し合いの場の設置や地域住民への猫の適正飼育の周知啓発、関係団体との連絡調整、不妊・去勢手術費用等の一部助成などを行います。

(2) 地域猫活動の流れ

1) 活動団体・グループの結成

地域猫活動に賛同した地域住民が中心となり、代表者を決めておきましょう。必要に応じ、知識やノウハウを持つ動物愛護ボランティア等に協力を求めましょう。また、役割分担等の負担を減らすためにも、できるだけ多くの参加者を募るようにします。

2) 地域の合意

地域猫活動は地域住民が主体となるため、地域の理解が必要です。猫の問題から住民間のトラブルに発展しやすいため、必ず地域住民が活動を理解し、十分に話し合った上で、合意を確認してから始めましょう。話し合う際には、猫が苦手な方や猫の管理に反対の方にも参加を呼び掛けてください。また、地域猫活動には複数年の時間を必要とするので、一人でも多くの協力者を募りましょう。



3) 地域の実態の把握

実際に地域猫活動を実施するにあたり、その地域の猫や被害の実態を把握することが重要です。写真撮影などを行い、その地域にいる外猫を含めた猫の個体数、分布、エサ場、排泄場所等を把握し、地図を作成しましょう。この時、野良猫にエサを与えている人は、その地域の猫に詳しい場合があるので、地域猫活動に参加してもらうことができれば、大きな情報源となります。

また、外猫として飼われている飼い猫については、地域猫と区別するために、所有者明示や屋内飼育をするよう協力してもらいましょう。

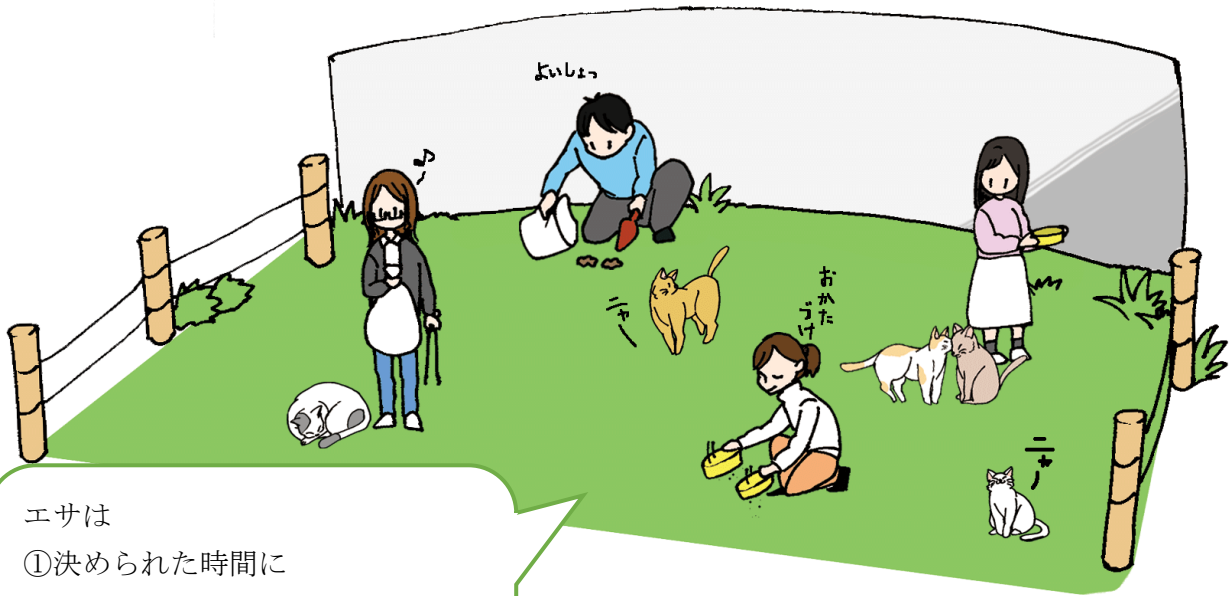
4) 活動のルール作り

地域の実態に合わせた活動ルールを作りましょう。地域内で協力してくれる人達が無理なく活動を継続できるように、役割分担、ローテーション、日程などを決めましょう。また、トラブルや苦情への対応方針を決めておき、その内容について、今後の活動に役立てるために記録しておきましょう。

5) エサやり

エサやり場は決まった場所に設定し、私有地・公有地に関わらず、必ずその土地の所有者又は管理者の了承を得てください。エサを与える場所は、その地域に住む人の状況を考慮して複数設定しましょう。

エサは決められた時間に、食べきれぬ量を与え、食べ終わったら、食べ残しと容器を片付け周囲を清掃します。置きエサ（エサを与えたまま放置すること）は絶対にしないでください。カラスやハエ、ゴキブリ等が増えたり、悪臭の原因になります。



エサは
 ①決められた時間に
 ②食べきれぬ量を
 ③食べ終わったら、片付け・清掃
 置きエサは絶対にしない

6) 排泄場所

地域住民の迷惑のかからない、許可の得られた場所に設置し、そこで排泄させるようにします。雨のあたらない、人目に付きにくい場所が好ましいでしょう。猫は、プランターや物陰に砂や土を盛っただけでもトイレとして使用します。排泄物は速やかに清掃し、トイレを清潔に保ちます。



また、定期的に見回り、トイレ以外の場所に排泄してしまった場合も、適切に処理・清掃をしましょう。

※周辺環境の保全が、地域猫活動が地域に受け入れられる重要な要因です。地域住民の理解を得るためにも、エサやり場やトイレを含めた周辺の環境美化に努めましょう。

7) 不妊・去勢手術

地域猫活動に、不妊去勢手術は絶対条件です。野良猫の寿命は、一般的に4～5年と言われており、全ての猫に不妊・去勢手術を行えば、子猫は生まれず、徐々に数が減少していきます。一代限りの命を全うさせつつ、不幸な猫の数を減らしていかなくてはなりません。

また、手術実施済の猫とわかるよう、必ず、動物病院で手術と同時に耳の先端をV字にカットしてもらいましょう。

耳先のカットは不妊・去勢手術済みのしるし



8) 地域猫の飼育管理とパトロール

手術の済んだ猫は元の場所に戻し、あらかじめ地域で決めたルールに従って、エサや排泄の管理を行っていきます。この時、活動地域での捨て猫を防止するためや、地域猫へのいたづらを防ぐために、地域住民でパトロールを行い、地域猫の状態も記録しておきます。

庭などの木が傷つけられてしまう場合は、市販の爪とぎ器や不要になった絨毯や木切れを設置し、爪とぎ場を用意しましょう。そして、地域猫が人に馴れてきたら、飼い猫として屋内で飼育されるよう、地域全体で飼い主探しに努めましょう。

9) 活動報告

活動を行なっていることのお知らせや地域の理解を深める上でも、野良猫の状況や活動の状況を適宜、地域全体に報告しましょう。寄せられた苦情への対応策や会計報告を載せるのもよいと思います。こまめに行なうことで地域のコミュニケーション・ツールにもなります。

地域猫活動の流れ



1) 活動団体・グループの形成



地域住民が中心となり、代表者を決めましょう。
必要に応じ、動物愛護ボランティア等に協力を求めましょう。

2) 地域の合意



猫が苦手な方や反対の方とも十分に話し合った上で、合意を確認してから始めましょう。

3) 地域の実態の把握



その地域にいる外猫を含めた猫の数、分布、エサ場、排泄場所等を把握し地図を作成しましょう。

4) 活動のルール作り



地域の実態に合った活動ルールを作りましょう。

5) エサやり・排泄場所



エサやり場・排泄場所の設置は必ず決まった場所で行います。
地域住民の理解を得るために、エサやり場や排泄場所周辺的环境美化に努めましょう。

6) 不妊・去勢手術



全ての猫に不妊・去勢手術を行ないましょう。
耳の先端をV字にカットする等し、手術実施済みの猫とわかるようにしましょう。

7) 地域猫の飼育管理とパトロール

手術済みの猫は元の場所に戻し、地域の活動ルールに従ってエサや排泄の管理を行っていきます。
捨て猫や、猫へのいたづらを防ぐためにパトロールを行います。
地域猫が馴れたら、飼い猫として飼育されるように、譲渡先を探しましょう。

活動に関する地域への周知

5. 飼い猫の適正飼育について



地域猫活動を始める際には、周りの飼い猫を適正に飼育していることが必要です。いくら野良猫の管理を行っても、飼い猫が悪さをしたり、不妊・去勢手術をされていない野良猫と交尾をして子猫を増やしてしまう等、不妊・去勢手術をされていない飼い猫が、家の外で飼養されているだけでは活動の効果は期待できません。

飼い猫の健康と安全を守るためにも、猫の飼い主さんは、次のことをこころがけましょう。

① 屋内飼育

猫は、屋内のみで飼育しましょう。「外に出してあげないとかわいそう」と言う人もいますが、猫の習性を理解し、不妊去勢手術を施した上で、環境を整えれば屋内だけでも十分飼育できます。屋内で飼育すれば、感染症や交通事故、迷子などの危険を防ぐことができます。また、鳴き声や、他人の敷地でのフン尿やいたずらによる近隣への生活環境被害やトラブルを防止することができます。

② 不妊去勢手術

猫はとても繁殖力が強い動物です。引き取られ殺処分される猫のほとんどが子猫です。産まれてくる子猫に責任が持てない場合は、不妊去勢手術を受けさせましょう。

不妊・去勢手術をすると性格がおだやかになり、発情期の問題行動(尿マーキング、けんか、メス猫を求めての脱走、大声で鳴く)が減り、屋内飼育しやすくなります。また、睾丸・肛門周囲の腫瘍や前立腺の病気、乳腺の悪性腫瘍、子宮蓄膿症の予防のメリットもあります。

③ 所有者明示

「猫がいなくなった」という相談が毎日のように寄せられます。行方不明や災害時の準備として、普段から迷子札やマイクロチップなどを装着し、飼い主の連絡先が分かるようにしておきましょう。

*マイクロチップとは

直径2mm、長さ12mmの円筒形の電子標識器具で、安全性の高い動物の個体識別(身元証明)の方法として、世界中で広く使用されています。一度体内に埋込むと、脱落や消失の可能性がなく、半永久的に使用可能です。15桁の数字が記録されており、この番号を専用のリーダーで読み取ります。

※専用の器具で猫の皮下に挿入しますので、かかりつけの動物病院へ相談してください。

※外観だけではチップが入っていることは確認できません。名札を併用しましょう。

④ 終生飼養

終生飼養とは、寿命がつきるまでその猫を飼養することです。屋内できちんと飼えば、猫は10年以上生きます。エサ代や病気の予防、治療等多額の費用がかかります。本当に最後まで面倒を見ることができるか、よく考えてから飼い始めましょう。

「動物を捨てること＝遺棄」は犯罪です！遺棄は、動物の愛護及び管理に関する法律で禁止されており、違反した場合は100万円以下の罰金が規定されています。万が一、どうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探しましょう。

また、みだりに、給餌や給水をやめたり、病気やけがの状態に放置したり、フン尿の堆積した不衛生な場所で飼育したり等の行為は「虐待」です。これを行った者も、100万円以下の罰金が規定されています。